

プライバシーマーク付与認定単位の一部例外について

平成20年4月25日

プライバシーマーク推進センター

プライバシーマーク制度は、「個人情報保護に関する法律」が全面施行される機会（平成17年4月）を捉えて、例外的に運用していた部門単位でのプライバシーマーク付与認定（以下「付与認定」という。）を廃止し、法人登記している単位（即ち、法人）を付与認定の単位として本来の姿に戻して運用しています。

しかし、機微な個人情報が中心でその取扱いに特段の注意が必要と考えられている医療機関の場合については、今後も次に示すような例外を適用します。

1. 医療法人等に対する例外

広域に医療活動を展開している医療法人等であって、次の全ての条件に合致している場合に限って、例外的に一つの病院を付与認定の単位として認めます。詳細については、保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与認定指定機関（以下「指定機関」という。）である（財）医療情報システム開発センター（以下「MEDIS-DC」という。）にご確認下さい。

1. 医療法人等を構成している病院組織であること
2. 当該病院組織の運営の権限を与えられた病院長がいること
3. それらの病院組織は、地域的に分散していること（例えば、都道府県市区町村等の単位に設置されていて、当該地域医療を担っていること）

この措置は、病院長と言う病院の代表者によって当該病院が管理運営されているということと併せて、患者等の機微な情報を扱う特別な組織であり当該病院内で責任を持ってその情報を管理することが適切であるという特徴をもっていることを重んじたためです。

このような条件を満たす場合には、医療法人等の名は冠していても、それぞれが独立した病院として地域住民が認識していること、それぞれが地域に根ざした医療方針によって運営されることから、独立した法人の形態をとっていると見做すことができるため、例外的な対応を認めています。

2. 病院を有する企業に対する例外

病院の中には、企業が設置している病院（以下「企業立病院」という。）があります。

この場合は、企業内職員のための設置経緯からすると、上記1. の医療法人等の病院と性格を異にしますが、今日では医療行為を当該企業内職員に限定することなく、地域住民のための医療機関としての役割を果たすに至っています。

また、企業立病院といえども、実態は医療法人等の病院と変わりはないことから、実際の審査は病院の特殊性を踏まえた審査が求められます。

そのため、企業立病院についても例外的に上記1. の場合と同様に独立した付与認定の単位として取り扱います。

したがって、企業立病院を有する企業が付与認定を受ける場合には、医療活動の部分とそれ以外の企業活動の部分とに分けて申請することとします。ただし、企業内に設置している診療所は、企業内の職員を対象としていることから、独立した付与認定の単位とは致しません。

なお、企業立病院は、指定機関である MEDIS-DC に申請することになります。

企業立病院を有する企業には、この例外を適用することで負担増を課すこととなりますが、医療機関が取扱う個人情報の特性を踏まえた上での対応であることをご理解頂きたいお願い申し上げます。

以上